

議案第83号における請求代表者の意見陳述について

地方自治法第74条第4項の規定により請求のあった条例制定に関わる議会審議における請求代表者の意見陳述の機会を与えることについて、同法施行令第98条の2第1項の規定により、下記のとおり公表します。

平成27年12月8日

深谷市議会議長 松本 政義

記

- 1 事 件 名 花園インターチェンジ拠点整備プロジェクト及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例について
- 2 日 時 平成27年12月11日（金） 午前9時
- 3 場 所 深谷市議会議場（深谷市役所3階）
- 4 陳 述 者 条例制定請求者